

五島市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

3五監第872号  
令和4年3月30日

五島市議会議長 木口利光様  
五島市長 野口市太郎様

五島市監査委員 橋本平馬  
五島市監査委員 荒尾正登

### 令和3年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和4年9月30日までに本職に通知ください。

記

### 令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

#### 第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査）

#### 第3 監査の対象

##### 1 対象団体及び所管部局

- (1) 対象団体 五島森林組合（出資団体）
- (2) 所管部局 産業振興部（農林課）

##### 2 対象項目

令和2年度（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）の出資に係る出納その他の事務の執行

#### 第4 監査の着眼点

##### 1 対象団体関係

- (1) 定款、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (2) 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。また、受益者負担は適切か。更に、定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を

把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

- (3) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (4) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (5) 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- (6) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (7) 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- (8) 理事会等の機関は有効に機能しているか。
- (9) 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- (10) 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- (11) 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- (12) 監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- (13) 今後の有効な事業運営の見込みは適切か。また、中長期経営計画の策定状況、保有施設の改修計画と財源確保状況、借入金の返済財源と今後の返済見込みは適切か。

## 2 所管部局関係

- (1) 出資目的、出資金額等は妥当か。
- (2) 出資金等の支出手続は適正か。
- (3) 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- (4) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (5) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行っているか。
- (6) 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。
- (7) 有価証券の保管は良好か。

## 第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ出資団体及び所管部局から財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について出資団体及び所管部局の職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、監査に伴い、公認会計士の専門的知識、経験等を活用し、監査機能の充実・強化を図るため、監査支援業務を委託し、公認会計士によるリスクや問題点に関する報告を参考にして、監査委員による監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

- 1 監査の期間 令和3年9月29日から令和4年3月24日まで
- 2 実施場所 監査委員事務局等
  - (1) 説明聴取
    - ア 実施場所 市役所3階D会議室、C会議室
    - イ 日程 令和4年3月4日及び同月14日

(2) 実地監査

ア 実施場所 五島森林組合

イ 日 程 令和4年1月13日及び同月14日

(3) 講評会

ア 実施場所 市役所3階C会議室

イ 日 程 令和4年3月24日

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項及び指導事項を除き、監査の対象となった出資団体の出資に係る出納その他の事務の執行が当該出資の目的に沿って行われていることが認められた。

なお、次に掲げる軽微な事項については、説明聴取において口頭により指導したので、記載を省略した。

- (1) 支払証拠書類を紛失したもの及び未受領のもの
- (2) 旅費を精算していないもの及び精算に期間を要しているもの
- (3) 旅費の算出額を誤っているもの
- (4) 役員の通勤費の定めがないこと

### 1 出資団体：五島森林組合

(1) 指摘事項

ア 補助金の返還について

令和2年度五島市森林づくり担い手対策事業（福利厚生事業）補助金については、実績報告における厚生年金の保険加入期間の誤りにより、市補助額4,000円（うち県補助額2,000円を含む。）を過大に受領しているため、当該過大に受領した補助金に相当する金額を市に返還されたい。

(2) 指導事項

ア 保険料積立金の項目について

「保険料積立金」は、職員の退職金の積立目的であり、「流動資産」ではなく「その他の固定資産」に計上すべきである。

イ 退職給付引当金の計上について

「退職給付引当金」は、期末時点での要支給額を算定し、退職給付引当金として計上し、注記表にも記載が必要である。

なお、法人税法上は認められないので、申告書上で調整されたい。

(3) 意見

ア 固定資産台帳の電算化について

固定資産台帳（手書き）については、固定資産の減価償却の誤り及び固定資産台帳が途中で未記入になっているものが見受けられ、決算のために別途Excelで管理している状況であり、事務の効率化のため早急に電算化すべきである。

## 2 所管部局：産業振興部（農林課）

### (1) 指導事項

#### ア 五島森林組合に対する指導について

五島森林組合の出資金 57,334,000 円のうち、市からの出資金は 23,833,000 円であり、その割合は 41% である。市は、五島森林組合の説明によってその経営状況及び財政状態を決算書により把握してはいるが、事業及び運営の公益性、公平性及び透明性を保つための指導は行ってないから、出資者としての指導に努められたい。

### (2) 意見

#### ア 市営林野造林作業の随意契約締結について

五島森林組合との市営林野造林作業委託契約については、「当該業務は、……実績や経験及び能力・技術を有し、且つ社会的・経済的に信用できる業者でなければならない。五島森林組合は、市営林の林層を熟知しており高性能林業機械を使った間伐から搬出までの行程において効率的な作業が出来る。」などの理由により、五島市営林野造林作業実施要領（平成16年五島市訓令第43号。以下「造林作業要領」という。）第4条第1項の規定を適用して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第2号及び五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第87条第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約の方法により締結しているものがある。このほか、造林作業要領の適用はないが、同じ随意契約の理由により自治令第167条の2第1項第2号及び財務規則第87条第1項第2号の規定を適用して特命随意契約の方法により契約を締結しているものがある。

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札を原則とし、随意契約はその目的・内容が競争入札に適さない場合に限り認められる特例とされており、実績、経験、能力、技術及び市営林の事情に精通していることをもって直ちに随意契約できるものではなく、競争入札とできないかを十分に検討すべきであるから、市の訓令において、市営林野造林作業の契約の方法を一律に特命随意契約によると定めることは適当でなく、契約保証金は「官公署又はこれに準ずる公共的団体との契約を締結するとき」に免除すると定める必要もない。

さらに、平成23年10月28日付け林野庁長官宛て会計検査院からの改善の処置の要求に「貴庁において、都道府県等の事業主体に対し、競争入札を導入することについての検討を十分に行うこと、特に、同一の市町村管内を施行地とする造林事業について競争入札により請負契約等を締結している事業主体があるか調査して、競争入札により請負契約等を締結している事業主体がある場合には、競争の利益を享受し、入札・契約方式の一層の適正化を図るため、原則として競争入札によることなどを指導するよう改善の処置を要求する。」とあることから

も、造林作業要領の契約の方法に関する規定及び契約保証金の免除に関する規定について見直しを検討すべきである。

【参照条文】

○五島市営林野造林作業実施要領（平成16年五島市訓令第43号）

〔契約の方法〕

第4条 契約の方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によるものとする。

2～5 略

第5条 契約保証金は、規則第93条第1項第7号の規定により免除する。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

〔随意契約〕

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 略

2～4 略

○五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）

〔見積書の徴取等〕

第87条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者の見積書を徴さなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、1人の者の見積りをもって代えることができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合

2 略

## 第8 出資団体の概要

1 団体の名称 五島森林組合

2 設立年月日 平成14年4月1日（上五島森林組合及び下五島森林組合が合併）

3 設立目的 組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養

及び森林生産力の増進を図ることを目的として設立された。

- 4 総代数（令和4年3月22日現在） 200人
- 5 出資金及び五島市からの出資（令和3年6月30日現在）
  - (1) 出資金 57,334,000円
  - (2) 五島市からの出資 23,833,000円（出資割合41.58%）
- 6 出資口数（令和3年6月30日現在） 1,146,680口
- 7 組合員数（令和4年3月4日現在） 2,576人（本所 正組合員1,651人 准組合員2人、上五島支所 正組合員923人）
- 8 役員及び正職員（令和4年3月22日現在）
  - (1) 役員 18人（代表理事組合長1人、代表理事副組合長1人、理事12人、代表監事1人、監事3人）
  - (2) 職員 36人（本所 事務職員4人 現場職員15人、上五島支所 事務職員2人 現場職員15人）
- 9 事業の内容
  - (1) 組合員のためにする森林の経営に関する指導
  - (2) 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
  - (3) 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引き受け
  - (4) 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
  - (5) 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
  - (6) 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
  - (7) 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（9号に掲げるものを除く）
  - (8) 組合員の生産する林産物を材料とする建物その他の工作物の建設及び売渡
  - (9) 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売
  - (10) 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う林業その他の事業又は生活に必要な共同利用に関する事業
  - (11) 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業
  - (12) 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付及び交換
  - (13) 組合員が森林所有者（権限に基づき、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。以下同じ。）である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
  - (14) 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
  - (15) 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する事業

- (16) 組合員の労働力を利用して行う食用きのこその他の林産物の生産に関する事業
- (17) 組合員のための森林経営計画の作成
- (18) 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
- (19) 組合員の福利厚生に関する事業
- (20) 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
- (21) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (22) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）の規定に基づいて行う森林保険に関する業務
- (23) 農林中央金庫に対する組合員の負担する債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする債務の取り立て
- (24) 農林漁業信用基金の業務の代理
- (25) 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の規定に基づき、長崎県の委託を受けてする債権の保全及び取り立て
- (26) 第1号から第20号までに掲げる事業に附帯する事業
  - ② この組合は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。
    - 1 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当林地（森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。）をいう。以下同じ。）の売渡し及び区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る転用相当林地の買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業
    - 2 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規定（以下「共同施業規程」という。）の制定及び当該協定への参加の勧奨の事業
    - 3 林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはこの組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、この組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするこの組合の地区外にあるものについての森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業
    - 4 組合員のための木材安定供給確保事業に関する計画を作成



## 10 収支状況

### (1) 損益計算書

(単位：円、%)

年 度	令和2年度 (令和2年7月1日から 令和3年6月30日まで)		令和元年度 (令和元年7月1日から 令和2年6月30日まで)		増 減 比 較				
	科 目	小計	合計	小計	合計	令和2年度 - 令和元年度			
						小計		合計	
						金額	率	金額	率
I 事業総損益						0	-	0	-
1. 事業総収益	352,269,637		345,234,461			7,035,176	2.0	0	-
2. 事業総費用	240,227,927		242,913,222			▲ 2,685,295	▲ 1.1	0	-
事業総利益 (事業総損失)	112,041,710	112,041,710	102,321,239	102,321,239		9,720,471	9.5	9,720,471	9.5
II 事業管理費						0	-	0	-
1. 人件費	47,383,071		49,264,287			▲ 1,881,216	▲ 3.8	0	-
2. 旅費交通費	710,680		1,184,452			▲ 473,772	▲ 40.0	0	-
3. 事務費	2,829,388		2,896,205			▲ 66,817	▲ 2.3	0	-
4. 業務費	3,396,250		3,164,575			231,675	7.3	0	-
5. 諸税負担金	17,118,775		13,615,992			3,502,783	25.7	0	-
6. 施設費	14,621,003		16,701,834			▲ 2,080,831	▲ 12.5	0	-
7. 雑費	78,015		67,176			10,839	16.1	0	-
事業管理費計	86,137,182	86,137,182	86,894,521	86,894,521		▲ 757,339	▲ 0.9	▲ 757,339	▲ 0.9
事業利益 (事業損失)	25,904,528	25,904,528	15,426,718	15,426,718		10,477,810	67.9	10,477,810	67.9
III 経常損益						0	-	0	-
1. 事業外収益	6,909,967		10,105,750			▲ 3,195,783	▲ 31.6	0	-
2. 事業外費用	541,494		7,197,721			▲ 6,656,227	▲ 92.5	0	-
事業外損益		6,368,473		2,908,029		0	-	3,460,444	119.0
経常利益 (経常損失)		32,273,001		18,334,747		0	-	13,938,254	76.0
IV 特別損失						0	-	0	-
1. 特別利益	99,999		21,235,000			▲ 21,135,001	▲ 99.5	0	-
2. 特別損失			21,235,001			▲ 21,235,001	皆減	0	-
特別損益		99,999		▲ 1		0	-	100,000	▲ 10,000,000.0
税引前当期利益 (税引前当期損失)		32,373,000		18,334,746		0	-	14,038,254	76.6
法人税、住民税及び事業税		9,891,456		5,324,431		0	-	4,567,025	85.8
当期剰余金 (当期損失金)		22,481,544		13,010,315		0	-	9,471,229	72.8
前期繰越剰余金 (前期繰越損失金)		44,125,335		37,621,020		0	-	6,504,315	17.3
当期末処分剰余金 (当期末処分損失金)		66,606,879		50,631,335		0	-	15,975,544	31.6

※令和3年度及び令和2年度総代会に提出された業務報告書より作成している。

(2) 貸借対照表

(単位：円、%)

年 度	令和2年度 (令和3年6月30日現在)			令和元年度 (令和2年6月30日現在)			増 減 比 較						
	科 目	内訳	小計	合計	内訳	小計	合計	令和2年度 - 令和元年度					
								内訳		小計		合計	
								金額	率	金額	率	金額	率
資産の部								0	-	0	-	0	-
流動資産								0	-	0	-	0	-
1.現金			220,755			188,478		0	-	32,277	17.1	0	-
2.預金		147,715,951			93,742,645			0	-	53,973,306	57.6	0	-
3.売掛金	10,932,559			6,499,006				4,433,553	68.2	0	-	0	-
貸倒引当金	▲ 69,530	10,863,029		▲ 42,113	6,456,893			▲ 27,417	65.1	4,406,136	68.2	0	-
4.未収金	35,409,667			66,982,165				▲ 31,572,498	▲ 47.1	0	-	0	-
貸倒引当金	▲ 225,205	35,184,462		▲ 434,044	66,548,121			208,839	▲ 48.1	▲ 31,363,659	▲ 47.1	0	-
5.未収利息		4,224			5,632			0	-	▲ 1,408	▲ 25.0	0	-
6.棚卸資産		4,271,698			2,798,871			0	-	1,472,827	52.6	0	-
販売品	1,497,111							1,497,111	皆増	0	-	0	-
林産品								0	-	0	-	0	-
加工品								0	-	0	-	0	-
購買品	2,774,587			2,798,871				▲ 24,284	▲ 0.9	0	-	0	-
原材料								0	-	0	-	0	-
7.その他流動資産		0			0			0	-	0	-	0	-
貯蔵品								0	-	0	-	0	-
林産勘定								0	-	0	-	0	-
8.一般立替金		392,999			175,733			0	-	217,266	123.6	0	-
9.未収収益		623,453			1,280,777			0	-	▲ 657,324	▲ 51.3	0	-
10.前払費用		1,761,040			1,306,987			0	-	454,053	34.7	0	-
11.保険料積立金		31,614,957			29,779,625			0	-	1,835,332	6.2	0	-
流動資産合計			232,652,568			202,283,762		0	-	0	-	30,368,806	15.0
固定資産								0	-	0	-	0	-
有形固定資産								0	-	0	-	0	-
1.建物	87,892,582			87,892,582				0	0.0	0	-	0	-
減価償却累計額	▲ 60,720,391	27,172,191		▲ 58,054,603	29,837,979			▲ 2,665,788	4.6	▲ 2,665,788	▲ 8.9	0	-
2.構築物	21,296,907			21,296,907				0	0.0	0	-	0	-
減価償却累計額	▲ 21,041,863	255,044		▲ 20,793,068	503,839			▲ 248,795	1.2	▲ 248,795	▲ 49.4	0	-
3.機械装置	103,143,679			103,773,679				▲ 630,000	▲ 0.6	0	-	0	-
減価償却累計額	▲ 96,166,192	6,977,487		▲ 93,739,373	10,034,306			▲ 2,426,819	2.6	▲ 3,056,819	▲ 30.5	0	-
4.車輛運搬具	35,285,528			34,561,188				724,340	2.1	0	-	0	-
減価償却累計額	▲ 31,080,883	4,204,645		▲ 27,583,021	6,978,167			▲ 3,497,862	12.7	▲ 2,773,522	▲ 39.7	0	-
5.工器具備品	5,996,362			5,996,362				0	0.0	0	-	0	-
減価償却累計額	▲ 5,379,340	617,022		▲ 4,943,038	1,053,324			▲ 436,302	8.8	▲ 436,302	▲ 41.4	0	-
6.土地		43,778,039			43,778,039			0	-	0	0.0	0	-
7.森林		1,824,713			1,824,713			0	-	0	0.0	0	-
有形固定資産合計			84,829,141			94,010,367		0	-	0	-	▲ 9,181,226	▲ 9.8
無形固定資産								0	-	0	-	0	-
1.電話加入権		52,300			52,300			0	-	0	0.0	0	-
無形固定資産合計			52,300			52,300		0	-	0	-	0	0.0
外部出資								0	-	0	-	0	-
1.系統出資金		9,630,000			9,630,000			0	-	0	0.0	0	-
2.系統外出資金		331,000			328,000			0	-	3,000	0.9	0	-
外部出資合計			9,961,000			9,958,000		0	-	0	-	3,000	0.0
その他の固定資産								0	-	0	-	0	-
1.農林漁業貸付金								0	-	0	-	0	-
(1)造林貸付金	0			0				0	-	0	-	0	-
(2)林経貸付金	384,000			512,000				▲ 128,000	▲ 25.0	0	-	0	-
貸倒引当金	▲ 2,442	381,558		▲ 3,317	508,683			875	▲ 26.4	▲ 127,125	▲ 25.0	0	-
2.預託金		89,990			89,990			0	-	0	0.0	0	-
その他の固定資産合計			471,548			598,673		0	-	0	-	▲ 127,125	▲ 21.2
固定資産合計			95,313,989			104,619,340		0	-	0	-	▲ 9,305,351	▲ 8.9
資産合計			327,966,557			306,903,102		0	-	0	-	21,063,455	6.9

(単位:円、%)

年 度	令和2年度 (令和3年6月30日現在)			令和元年度 (令和2年6月30日現在)			増 減 比 較					
	内 訳	小 計	合 計	内 訳	小 計	合 計	令和2年度-令和元年度					
							内 訳		小 計		合 計	
科 目							金額	率	金額	率	金額	率
負債の部							0	-	0	-	0	-
流動負債							0	-	0	-	0	-
1.購買掛金					0		0	-	0	-	0	-
2.短期借入金		21,000,000			26,000,000		0	-	▲5,000,000	▲19.2	0	-
3.未払金		21,322,530			15,048,679		0	-	6,273,851	41.7	0	-
4.未払利息		4,224			5,632		0	-	▲1,408	▲25.0	0	-
5.一般預り金		4,861,925			6,385,952		0	-	▲1,524,027	▲23.9	0	-
6.未払法人税等		9,711,300			5,719,531		0	-	3,991,769	69.8	0	-
7.未払消費税		8,012,000			7,039,600		0	-	972,400	13.8	0	-
8.未払費用		4,834,076			6,525,006		0	-	▲1,690,930	▲25.9	0	-
9.賞与引当金		2,834,899			3,425,083		0	-	▲590,184	▲17.2	0	-
10.仮受金							0	-	0	-	0	-
流動負債合計			72,580,954			70,149,483	0	-	0	-	2,431,471	3.5
固定負債							0	-	0	-	0	-
1.農林漁業借入金		12,602,360			16,767,420		0	-	▲4,165,060	▲24.8	0	-
(1)造林借入金					0		0	-	0	-	0	-
(2)林経借入金	384,000			512,000			▲128,000	▲25.0	0	-	0	-
(3)施設借入金	12,218,360			16,255,420			▲4,037,060	▲24.8	0	-	0	-
2.退職給付引当金		0			0		0	-	0	-	0	-
3.役員退任慰労金引当金		600,000			300,000		0	-	300,000	100.0	0	-
固定負債合計			13,202,360			17,067,420	0	-	0	-	▲3,865,060	▲22.6
負債合計			85,783,314			87,216,903	0	-	0	-	▲1,433,589	▲1.6
純資産の部							0	-	0	-	0	-
組合員資本							0	-	0	-	0	-
1.出資金		57,334,000			57,318,500		0	-	15,500	0.0	0	-
未払出資金		0			0		0	-	0	-	0	-
2.回転出資金		0			0		0	-	0	-	0	-
出資金合計			57,334,000			57,318,500	0	-	0	-	15,500	0.0
3.利益剰余金							0	-	0	-	0	-
法定準備金		81,014,442			74,508,442		0	-	6,506,000	8.7	0	-
その他利益剰余金					0		0	-	0	-	0	-
任意積立金		36,958,169			36,958,169		0	-	0	0.0	0	-
当期末処分剰余金 (当期末処理損失金)		66,606,879			50,631,335		0	-	15,975,544	31.6	0	-
当期剰余金 (当期損失金)	22,481,544			13,010,315			9,471,229	72.8	0	-	0	-
前期繰越剰余金 (前期繰越損失金)	44,125,335			37,621,020			6,504,315	17.3	0	-	0	-
任意積立金取崩額							0	-	0	-	0	-
4.資本準備金		269,753			269,753		0	-	0	0.0	0	-
組合員資本合計			242,183,243			219,686,199	0	-	0	-	22,497,044	10.2
純資産合計			242,183,243			219,686,199	0	-	0	-	22,497,044	10.2
負債・純資産合計			327,966,557			306,903,102	0	-	0	-	21,063,455	6.9

※令和3年度及び令和2年度総代会に提出された業務報告書より作成している。